

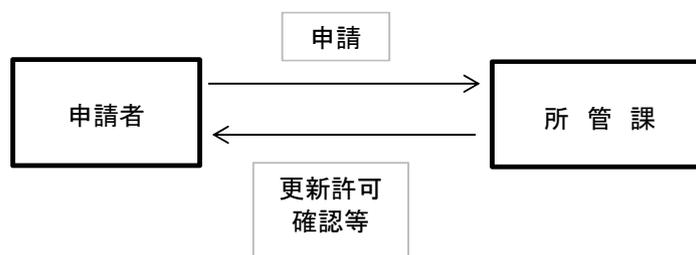
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	屋外広告物表示等の許可等の更新	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、表示等の更新の許可等をする。	
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例(平成11年条例第31号)	
条 項	第13条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>松山市屋外広告物条例第13条第1項の規定による許可等で、同条例施行規則第6条の規定による許可等の申請があった場合、同条例施行規則別表3の基準に適合すること、および同条例第14条の規定に当たらないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市屋外広告物条例</p> <p>第13条 この条例の規定による許可等を受けた者が、当該許可等の期間満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可等を受けなければならない。</p> <p>松山市屋外広告物条例施行規則</p> <p>第6条 条例第13条第1項の規定により許可等の更新を受けようとする者は、当該許可等の期間満了の日の10日前までに屋外広告物許可(確認)更新申請書(様式第3号)正副2通に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。 (1) 当該広告物等及び周辺の状況が分かるカラー写真 (2) その他市長が必要と認める書類</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。